

令和6年5月吉日

会員各位

JU東京  
流通委員長

「クレーム延長対象となる遠隔地について」

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます

平素はJU東京オークションに格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、クレーム延長対象となる遠隔地について、昨今の陸送事情を鑑み、当会場にて設定されております遠隔地域の基準を見直しする事いたしました。

会員の皆様におかれましては、何卒ご了承いただけますようお願い申し上げます。

敬具

実施日 令和6年6月3日 AA より

●中商連統一規約 第4章 3-(3)に基づき、以下の地図の斜線部以外の地域を遠隔地と定め、オークション当日含め、5日の17:00までに落札店より申告のあった場合、クレーム受付期間を延長致します。  
 (ただし搬出期限内に搬出された場合に限る)  
 延長期間は、陸送到着翌日の17:00迄とし、最長でもオークション当日含め10日の17:00迄とします。なお、陸送予定の変更による再延長はお受けいたしません。  
 ※地図太枠線=今回遠隔地対象となった地域

